

令和 7 年第 16 回（8 月）

上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 4 時 30 分
- 2 場 所 上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室
- 3 付議事項
 - 議案第 57 号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第 58 号 在外選挙人名簿の登録について
 - 議案第 59 号 上越市長選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について
 - 議案第 60 号 上越市長選挙における選挙長事務取扱場所について
 - 議案第 61 号 上越市長選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について
 - 議案第 62 号 上越市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
 - 議案第 63 号 上越市長選挙におけるポスター掲示場の使用日の指定について
 - 議案第 64 号 上越市長選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について
 - 議案第 65 号 上越市長選挙における期日前投票所を設ける場所について
 - 議案第 66 号 上越市長選挙における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更について
 - 議案第 67 号 上越市長選挙における各投票区の投票所を設ける場所について
 - 議案第 68 号 上越市長選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について
 - 議案第 69 号 上越市長選挙における開票事務と選挙会事務との合同について
 - 議案第 70 号 上越市長選挙における開票及び選挙会を行う場所及び日時について
 - 議案第 71 号 上越市長選挙における開票及び選挙会の参観人の数について
 - 議案第 72 号 上越市長選挙における氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について
 - 議案第 73 号 上越市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について
 - 議案第 74 号 上越市長選挙における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について
 - 議案第 75 号 上越市長選挙における点字投票用紙の様式等について
 - 議案第 76 号 上越市長選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について
 - 議案第 77 号 上越市長選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車表示板等の印の指定について
 - 議案第 78 号 上越市長選挙において政党その他の政治団体に交付する政治活動用

自動車表示板等の印の指定について

議案第 79 号 上越市長選挙において政党その他の政治団体が掲示する政治活動用ポスターへの証紙の貼付について

議案第 80 号 上越市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

議案第 81 号 上越市長選挙における選挙運動従事者等の実費弁償及び報酬の額について

議案第 82 号 上越市長選挙における選挙運動費用収支報告書の受付等について

4 協議事項

協議 1 上越市長選挙の執行計画について

協議 2 上越市長選挙における入場券の様式等について

協議 3 上越市長選挙におけるポスター掲示場の仕様について

協議 4 上越市長選挙における選挙公報の仕様について

協議 5 上越市長選挙における電力会社に対する投票所及び選挙会会場の送電確保の依頼について

協議 6 上越市長選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び選挙会会場の秩序維持の依頼について

協議 7 裁判員候補者予定者名簿の調製について

協議 8 検察審査員候補者予定者名簿の調製について

5 報告事項

報告 1 第 27 回参議院議員通常選挙の「選挙の記録」の作成について

報告 2 令和 7 年第 4 回（9 月）上越市議会定例会の準備状況について

報告 3 令和 7 年度新潟県内市選挙管理委員会連合会第 1 班研修会の開催について

報告 4 専決処分した内容について

6 その他

(1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

※ 定例会終了後、選挙長事務打合せ

協議事項

協議 1 上越市長選挙における立候補届出の受付について

協議 2 上越市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

議案第 57 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 7 年 8 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 7 年 7 月 19 日 から 令和 7 年 7 月 31 日 までの間の	死亡者数 A	30	43	73
	転出者数 B	429	368	797
	職権消除者数 C	4	1	5
抹消者数 (A+B+C) D		463	412	875

[参考]

令和 7 年 7 月 19 日現在の 選挙人名簿登録者数 E	75,194	78,394	153,588
差引登録者数 (E-D) F	74,731	77,982	152,713

議案第 58 号 在外選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により、次の者を在外選挙人名簿に登録する。

氏 名	生年月日	性別	登 録 種 別 (登 録 日)	登録申請日	備考
		男	最終住所地 (令和 7 年 8 月 6 日)		
		女	最終住所地 (令和 7 年 8 月 6 日)		
		男	最終住所地 (令和 7 年 8 月 6 日)		
		女	最終住所地 (令和 7 年 8 月 6 日)		

< 参考 >

(単位：人)

区 分		男	女	計
前回（令和 7 年 7 月 2 日現在） の名簿登録者数	A	22	53	75
前回から今回までの間の 帰国者数及び職権消除者数	B	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 死亡者数	C	0	0	0
抹消者数計 (B+C)	D	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 名簿登録者数	E	2	2	4
令和 7 年 8 月 6 日現在の 名簿登録者数 (A-D+E)	F	24	55	79

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで職権消除者数

議案第 59 号 上越市長選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における選挙長及びその職務代理者について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 1 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第 1 項の規定により次のとおり選任する。

1 選挙長

上越市大字飯塚

澤 海 雄 一

2 選挙長職務代理者

上越市清里区武士

笹 川 栄 一

(10 月 19 日告示予定)

議案第 60 号 上越市長選挙における選挙長事務取扱場所の指定について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

1 選挙長の事務を取り扱う場所

上越市役所 木田第 1 庁舎 4 階 401 会議室

2 所在地

上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

※ ただし、10 月 19 日（日）午前 9 時 30 分までとし、これ以降は上越市役所木田第 2 庁舎 4 階 選挙管理委員会事務局室とする。

(10 月 19 日告示予定)

議案第 61 号 上越市長選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における公職選挙法施行令（昭和 25 年政

令第 89 号) 第 17 条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

1 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和 7 年 10 月 4 日 (土) から令和 7 年 10 月 26 日 (日) まで

※ 10 月 6 日 (月) から入場券作成作業開始

(10 月 3 日告示予定)

議案第 62 号 上越市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙におけるポスター掲示場について、公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 144 条の 2 第 8 項及び上越市長の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例 (平成 7 年条例第 37 号) 第 2 条の規定により、ポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

1 ポスター掲示場の設置場所

上越市長選挙

別紙 1 のとおり (1,001 か所)

(設置完了後直ちに告示予定)

議案第 63 号 上越市長選挙におけるポスター掲示場の使用日の指定について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙において、公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 144 条の 2 第 10 項の規定により準用する同法同条第 5 項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

1 ポスターを掲示することができる日 令和 7 年 10 月 19 日 (日)

(10 月 3 日告示予定)

議案第 64 号 上越市長選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

- 1 不在者投票の事務を取り扱う場所 別紙 2 のとおり

(10 月 18 日告示予定)

議案第 65 号 上越市長選挙における期日前投票所を設ける場所について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 1 項の規定による期日前投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 期日前投票所を設ける場所 別紙 3 のとおり

(10 月 19 日告示予定)

議案第 66 号 上越市長選挙における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更に
ついて

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項において読み替えて準用される同法第 39 条及び第 40 条第 1 項の規定による期日前投票所の開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所を次のとおり定める。

- 1 開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所 別紙 4 のとおり

(10 月 19 日告示予定)

議案第 67 号 上越市長選挙における各投票区の投票所を設ける場所について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 各投票区の投票所を設ける場所 別紙 5 のとおり

(10 月 19 日告示予定)

議案第 68 号 上越市長選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定による投票所の閉鎖時刻を変更する投票所を次のとおり定める。

- 1 閉じる時刻を繰り上げる投票所 別紙 6 のとおり

(10 月 19 日告示予定)

議案第 69 号 上越市長選挙における開票事務と選挙会事務との合同について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により、令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙の開票事務は選挙会場において選挙会の事務にあわせて行うことを定める。

(10 月 19 日告示予定)

議案第 70 号 上越市長選挙における開票及び選挙会を行う場所及び日時について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項、第 78 条及び第 79 条第 1 項の規定により、令和 37 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙の開票及び選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 開票及び選挙会を行う場所及び日時

場 所 上越市下門前 446 番地 2
リージョンプラザ上越 1 階 インドアスタジアム
日 時 令和 7 年 10 月 26 日（日）午後 9 時

（10 月 19 日告示予定）

議案第 71 号 上越市長選挙における開票及び選挙会の参観人の数について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における開票及び選挙会の参観人の数を、参観人の安全及び秩序保持のため次のとおり定める。

1 開票の参観人の数 先着順 250 人以内

（10 月 19 日告示予定）

議案第 72 号 上越市長選挙における氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により、投票所、期日前投票所及び不在者投票の事務を取り扱う場所における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室
日 時 令和 7 年 10 月 19 日（日）午後 5 時 30 分

（10 月 19 日告示予定）

※ くじは立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 73 号 上越市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 172 条の 2 及び上越市議会議員及び上越市長の選挙公報発行に関する条例（昭和 54 年条例第 40 号）第 4 条第 2 項の規定による選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室
日 時 令和 7 年 10 月 19 日（日）午後 5 時 30 分

（10 月 19 日告示予定）

※ くじは立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 74 号 上越市長選挙における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における投票用紙（点字投票用紙を除く）、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒を次の様式等により調製する。

1 投票用紙の様式 別紙 7 のとおり

2 投票用紙などの色及びインクの色

区分	投票用紙及び封筒の色	字色・印影の色
上越市長選挙	白色	投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は紺色のインクで印刷し、上越市選挙管理委員会の印は紺色のインクで刷り込むものとする

（10 月 19 日告示予定）

議案第 75 号 上越市長選挙における点字投票用紙の様式等について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における点字投票用紙を次の様式等により調整する。

1 点字投票用紙の様式 別紙 8 のとおり

2 点字投票用紙の色及びインクの色

区分	点字投票用紙の色	字色・印影の色
上越市長選挙	オレンジ色	点字投票である旨の表示は、黒色のインクで印刷し、上越市選挙管理委員会の印は黒色のインクで刷り込むものとする

(10 月 19 日告示予定)

議案第 76 号 上越市長選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙において使用する郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式については、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）で定めるそれぞれの様式に準じて調製するものとする。

(10 月 19 日告示予定)

議案第 77 号 上越市長選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車表示板等の印の指定について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 141 条第 5 項及び第 143 条第 1 項並びに上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 4 条第 1 項、第 13 条及び第 14 条に規定する上越市選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき上越市選挙管理委員会の印は、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 23 条において準用する上越市公印規則（昭和 47 年規則第 49 号）第 9 条第 1 項の規定により刷

り込むものと定める。

(10 月 19 日告示予定)

議案第 78 号 上越市長選挙において政党その他の政治団体に交付する政治活動用自動車表示板等の印の指定について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙において上越市選挙管理委員会が政党その他の政治団体に交付する政治活動用自動車表示板、政談演説会開催告知立札及び看板類を表示する証紙に押すべき上越市選挙管理委員会の印は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 201 条の 11 第 3 項及び同条第 8 項並びに上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年選管規定第 1 号）第 41 条第 1 項及び第 45 条第 1 項で規定する上越市選挙管理委員会規定（昭和 46 年選管規定第 1 号）第 23 条において準用する上越市公印規則（昭和 47 年規則第 49 条）第 9 条第 1 項の規定により、刷り込むものと定める。

(10 月 19 日告示予定)

議案第 79 号 上越市長選挙において政党その他の政治団体が掲示する政治活動用ポスターへの証紙の貼付について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙において政党その他の政治団体が掲示する政治活動用ポスターには、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 201 条の 11 第 4 項及び上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年選管規定第 1 号）第 43 条に規定にする上越市選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければならないこととする。

(10 月 19 日告示予定)

議案第 80 号 上越市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条及び同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 127 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりとする。

- 1 上越市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

告示日の選挙人名簿登録者総数 × 81 円 + 310 万円

(10 月 19 日告示予定)

議案第 81 号 上越市長選挙における選挙運動従事者等の実費弁償及び報酬の額について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 129 条第 1 項から第 4 項までの規定により、令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙において、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら自動車上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に支給することができる実費弁償及び報酬の額並びに選挙運動のために使用する労務者に支給することができる実費弁償及び報酬の額を次のとおり定める。

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し、支給することができる実費弁償の実費額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ウ 宿泊料（食事料二食分を含む） 一夜につき 23,000 円
 - エ 弁当料 一食につき 1,500 円、一日につき 4,500 円
 - オ 茶菓料 一日につき 1,000 円
- 2 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら自動車上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 一日につき 15,000 円以内
 - イ 専ら自動車上における選挙運動をする者 一日につき 20,000 円以内
 - ウ 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき 20,000 円以内
 - エ 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき 20,000 円以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃及び車賃 上記 1 のア・イに掲げる額
 - イ 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき 20,000 円
- 4 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000 円以内
 - イ 超過勤務手当 一日につき基本日額の 5 割以内

(10 月 19 日告示予定)

議案第 82 号 上越市長選挙における選挙運動費用収支報告書の受付等について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条第 1 項の規定による選挙運動に関する収支報告書を次のとおり受け付け、あわせて同法第 192 条第 1 項の規定に基づき、同収支報告書の要旨の公表を告示により行うこととする。

1 第 1 回報告書の受付

選挙の期日から 15 日以内

※ 提出日までの一切の寄附及びその他の収入並びに支出を記載した選挙運動に関する収支報告書の受付

2 第 2 回目以降の受付

第 1 回報告書提出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出について、当該の寄附及び収入並びに支出がなされた日から 7 日以内

※ 随時受付

（告示はいずれも受付後速やかに行う）

協議 1 上越市長選挙における執行計画について

上越市長選挙の事務執行を円滑かつ効率的に行うため、執行計画を次のとおりとしてよいか協議する。

- 1 執行計画 別紙 9 のとおり

協議 2 上越市長選挙における入場券の様式等について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における投票所入場券を下記の様式により調整し、白色の用紙に緑色と赤色のインクで印刷するとともに、次のとおり印刷・発送することとしてよいか協議する。

- 1 投票所入場券 別紙 10 のとおり
- 2 印刷・発送 印刷 令和 7 年 10 月 6 日（月）～7 日（火）
郵便局引渡 令和 7 年 10 月 9 日（木）
約 77,000 通予定

協議 3 上越市長選挙におけるポスター掲示場の仕様について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙におけるポスター掲示場の仕様を次のとおり定める。

- 1 規格 右標題 2 段 6 区画
- 2 板の材質 再生パルプ耐水ボード（S T ボード）
- 3 裏 枠 30mm×40 mm 角又はこれと同程度の強度を有する垂木（杉材）
- 4 印刷色 標題部の選挙名、投票日の数字部分 … 赤色
その他の注意書き、区画番号、枠等 … 黒色
- 5 使用字体等 選挙管理委員会と協議

協議 4 上越市長選挙における選挙公報の仕様について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における選挙公報の仕様を次のとおりとしてよいか協議する。

- 1 仕様 別紙 11 のとおり

協議 5 上越市長選挙における電力会社に対する投票所及び開票会場の送電確保の依頼について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙の投票及び開票を円滑に行うため、市内の期日前投票所、選挙当日の投票所、開票会場及び木田庁舎が停電しないよう、次のとおり電力会社へ要請してよいか協議する。

- 1 要 請 日 令和 7 年 9 月 17 日（水）
- 2 要 請 先 東北電力（株）上越営業所及び糸魚川営業所

協議 6 上越市長選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び選挙会会場の秩序維持の依頼について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙の投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所の巡回及び選挙会会場の秩序維持のため、次のとおり管内警察署へ要請してよいか協議する。

- 1 要 請 日 令和 7 年 9 月 17 日（水）
- 2 要 請 先 上越警察署及び妙高警察署

協議 7 裁判員候補者予定者名簿の調製について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号）第 21 条に規定する裁判員候補者予定者名簿を次のとおり調製してよいか協議する。

- 1 裁判員候補者の員数 新潟地方裁判所長から割り当てられる数
毎年9月1日までに通知される。前年度は176人
- 2 候補者名簿提出期限 令和7年10月15日までの間で指定される日
前年度は9月20日に提出

協議8 検察審査員候補者予定者名簿の調製について

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条に規定する検察審査員候補者予定者名簿を次のとおり調製してよいか協議する。

- 1 検察審査員候補者の員数 新潟検察審査会事務局長から割り当てられる数
毎年9月1日までに通知される。前年度は282人
- 2 候補者名簿提出期限 令和7年10月15日までの間で指定される日
前年度は9月20日に提出

報告1 第27回参議院議員通常選挙の「選挙の記録」の作成について

第27回参議院議員通常選挙の各種データをまとめた「選挙の記録」を作成したので、次のとおり報告する。

- 1 作成日 令和7年8月5日（火）
- 2 内 容 別紙12のとおり
- 3 公表方法 市ホームページ

報告2 令和7年第4回（9月）上越市議会定例会の準備状況について

標記定例会で審議予定の令和6年度決算認定及び条例案件に係る内容説明のため、次のとおり準備を進めていることを報告する。

1 事業別決算説明 別紙 13 のとおり

2 条例案件（一部改正） 別紙 14 のとおり

報告 3 令和 7 年度新潟県内市選挙管理委員会連合会第 1 班研修会の開催について

令和 7 年度新潟県内市選挙管理委員会連合会第 1 班（上越市、柏崎市、糸魚川市、妙高市）研修会（事務局実務担当者）を次のとおり開催予定であることを報告する。

- 1 日 時 令和 7 年 8 月下旬又は 11 月上旬（予定）
- 2 方 法 会議の開催
- 3 出席者 小山副局長、岡田係長
- 4 内 容 各市から報告・提案のあった議題の討議（事例研究など）

報告 4 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告 示 日	件 名
45	令和7年7月29日	令和 7 年第 16 回（8 月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定 上越市長選挙 選挙長事務打合せ

協議 1 上越市長選挙における立候補届出の受付について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における立候補届出の受付について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 日 時 | 令和 7 年 10 月 19 日（日）午前 8 時 30 分 |
| 2 | 会 場 | 上越市役所第 1 庁舎 401 会議室 |
| 3 | 参集時刻 | 選挙管理委員 午前 8 時
明推協正副会長 午前 8 時 15 分
選 管 職 員 午前 7 時 30 分 |

協議 2 上越市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条の規定により読み替えて準用される同法第 62 条の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 |
| | 場 所 上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室 |
| | 日 時 令和 7 年 10 月 23 日（木）午後 5 時 30 分 |

（10 月 19 日告示予定）

※くじは、立会人届出順に選挙長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号順に所要事項を決定する。また、選挙立会人が 3 人に満たない場合は、選挙管理委員補充員等から選任する。